# 駐車場利用約款【ゲート式】

近鉄不動産株式会社(以下「当社」という。)が運営管理するPat時間貸駐車場(以下「Pat」という。)は、下記の規定に従ってご利用いただけます。ただし、駐車場内に他の規定が掲出されている場合は、この限りではありません。

#### 1. 駐車スペースの提供

- (1) Patは短時間駐車するためのスペースを有償で提供することを目的とするものであり、車両をお預かりするものではありません。また、当社の承諾なく、Patにおいて営業を行うことは禁止します。
- (2) Pat内においての喫煙およびゴミの投棄はしないでください。不法投棄を発見したときは、直ちに最寄りの警察まで通報します。
- (3) 飲酒運転(薬物等を含む)による利用は禁止です。
- (4) 場内での走行は時速8km以下で徐行願います。また、他の車両·歩行者に十分ご注意ください。
- (5) 機器、施設を破損させた場合は、速やかに場内掲示の緊急連絡先へご連絡ください。
- (6) ロック板他、機器トラブルが発生した場合、約款内容を確認のうえ緊急連絡先へご連絡ください。利用者の判断で無理に入出庫されたことが原因で車が破損されても、当社では一切責任を負いかねます。また、出庫に際してお待ち頂く時間等の損害賠償も当社では負いかねます。
- (7) 場内の注意看板、掲示物等に記載されている内容を遵守して〈ださい。

# 2. 免責

当社は、Pat内における車両、その付属装着物または積載物の盗難・紛失または毀損については、当社の責に帰すべき 事由による場合を除き一切責任を負いません。当社は、Patの利用者が、駐車場の他の利用者もしくはその他の人の行 為または駐車場内に存在する車両またはその付属装着物もしくは積載物等に起因して被った損害、その他Pat内で発生 した当社の責に帰すべき事由によらない原因に起因して被った損害について責任を負いません。

### 3. 駐車時間

Patは、短時間の駐車を目的とする駐車場ですから、駐車時間は最長48時間までとします。継続して48時間を超えて駐車しないでください。ただし、事前に当社より承認を受けた場合はこの限りではありません。

### 4. 駐車することができる車両

(1) Pat内に駐車することができる車両は、下記の基準に該当するものに限るものとし、これ以外の車両を駐車することはできません。

	車両全長	車両全幅	最高車両高	最低地上高	車両総重量
平地に設置する 駐車場の場合	3.3m以上 5.0m以下	1.4m以上 1.9m以下	1.2m以上 2.1m以下	15 cm以上	2.5t以下
立体自走式 駐車場の場合	3.3m以上 5.0m以下	1.4m以上 1.9m以下	1.2m以上 2.1m以下	15 cm以上	2.5t以下

- (2) (1)の基準に該当する車両でも、下記の車両は駐車することができません。
  - 1. 最低地上高が25 cmを超える車両等、車両入庫認識装置が作動しない恐れのある形状の車両。
  - 2. オート・レベリング機能等を有し、車両高が変化する車両。
  - 3. エアロパーツ装着車両等、ロック板との接触により入出庫障害を起こす恐れのある車両。
  - 4. 無登録車両、車検切れ車両等、一般道路を走行することが禁じられている車両。
  - 5. 自動車登録番号に覆いがされ、または外されている車両等、登録番号自動認識装置による読み取りが困難な車両。
  - 6. 自動車登録事項の変更があるにもかかわらず変更登録手続きが済んでいない車両。
  - 7. 仮登録中の車両等、車体の特定が困難な車両。
  - 8. 付属装着物等があり、接触により駐車場施設もしくは機器または他の自動車の損傷を発生させる恐れのあ

る車両。

- 9. 大型特殊、建設用特殊等の特殊な用途の車両で、駐車場施設または機器に損傷を発生させる恐れのある車両.
- 10. 危険物、有害汚染物質、その他安全もしくは衛生を害する恐れのある物または悪臭発生もしくは液汁漏出の原因となる物を積載した車両。
- (3) (1)(2)の規定の適用に際しては、車両の付属装着物および積載物、乗員等を含めて判断するものとします。
- (4) (1)の基準に該当しない車両のほか、自動二輪車、原動機付自転車、足踏自転車、小型特殊自動車は、駐車 する ことができません。ただし、駐車場に、特に駐車することのできる旨の掲示がされている場合は、この限りではありません。
- (5) 全各項に拘らず、暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者またはその他の反社会的組織に属している者の駐車(利用)はお断りさせていただきます。

#### 5. 駐車料金

- (1) Pat利用者は、駐車場に掲出した料金額および料金体系により、駐車料金に応じた駐車料金をお支払い頂きます
- (2) 駐車時間は、ロック式駐車場の場合は、センサーが感知した駐車スペースへの入庫から出庫までの時間、また、ゲート式・機械式・タワー式駐車場の場合は、駐車場構内への入場時の発券から出場時の収券までの時間とします。
- (3) 駐車料金は、駐車場内に備付けの精算機、支払機等にてお支払いください。 車室番号間違えによるご返金はいたしかねます。
- (4) ロック板やゲートの状況にかかわらず、精算手順にしたがった精算行為を行ってください。
- (5) 駐車券を紛失した場合は、3万円を上限として駐車料金としてお支払いのうえ、出庫いただきます。なお、具体的な金額は、駐車場によって異なります。また、当社において、最長駐車時間を超えて駐車されたことを確認し、その駐車料金が上記金額を超えるときは、当該駐車料金全額をお支払いいただきます。

## 6. 駐車方法

- (1) Patの利用者は、駐車場内に掲出された方法にしたがい示された駐車スペース内に駐車してください。駐車スペース以外の場所に駐車しないでください。
- (2) 駐車場が満車の場合等に駐車場内外で「入り待ち」をしないでください。
- (3) 駐車場内での駐車時または停車時には、エンジンを停止させてください。 ただし、当社が別途承諾する場合は、この限りではありません。
- (4) 当駐車場は出庫優先です。駐車場入口手前ないしは接道部分などで入庫待ちしないでください。トラブルの原因となります。
- (5) 機器不具合等で「空車」表示にて入庫し空スペースがない場合には、車路に駐車せず速やかに出庫してください。
- (6) 入庫時駐車券取得後、または出庫時料金精算後に、切り返し、つり銭・領収書の取り忘れ等で車両後退するとゲートバーが下降しますので車両後退はしないでください。
- (7) 駐車券・定期券の取扱には十分ご注意ください。曲げたり磁石に近づけたりしますと入出庫できなくなります。
- (8) 駐車券の紛失・取り忘れにご注意ください。駐車券の紛失・取り忘れで出庫する場合、規定料金を徴収させていただくとともに、ご返金できませんのでご了承ください。
- (9) ゲートバーの下をくぐるなどの歩行行為は大変危険ですので、絶対にしないでください。

# 7. 不正駐車

Patの利用者が、駐車料金を支払わないで、車両を駐車スペースから出庫、または駐車場外へ移動したとき、正規の駐車スペース以外の場所へ駐車したとき、ならびに当社が不正な駐車方法と認めたとき、その利用者は、当社に対し、駐車料金のほか損害金として金5万円をお支払いいただきます。

# 8. 放置車両の取り扱い

(1) Patの利用者が、予め当社への届出を行うことなく7日間を超えて車両を駐車している場合、当社は、これらの利用

者に対して、駐車場において掲示することにより、当社が指定する日まで当該車両を引取ることを請求することができるものとします。

- (2) (1)の場合において、利用者が、車両の引取りを拒みもしくは引取ることができないときまたは当社の過失なくして利用者を確知することができないときは、当社は、車両の所有者等(自動車検査証に記載された所有者および使用者をいう。以下同じ。)に対して通知し、または駐車場において掲示することにより、当社が指定する日までに車両を引取ることを請求することができるものとします。この場合、利用者は、当該車両の所有者等への引渡時に一切の権利を放棄したものとみなし、当社に対して車両の引渡請求、またはその他事情のいかんを問わず何らの異議を申し立てないものとします。
- (3) (1)(2)の請求を書面(駐車場内掲示も含む)により行ったにもかかわらず、当社が指定する日までに車両の引取りがなされないときは、車両の所有者等が引取りを拒絶したものとみなすことができるものとします。
- (4) 当社は、(1)の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、当社の故意または重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わないものとします。
- (5) 当社は、(1)の場合において、利用者または所有者等を確知するために必要な限度において、車両(車内を含む。) を調査することができるものとします。
- (6) 当社は、(1)の場合において、管理上支障があるときは、駐車場において掲示して予告したうえで、車両を他の場所 に移動することができるものとします。
- (7) 当社は、所有者等が車両を引取ることを拒み、もしくは引取ることができず、又は当社の過失なくして所有者等を確知することができない場合であって、所有者等に対して通知し、または駐車場において掲示することにより期限を定めて車両の引取りの催告をしたのにもかかわらず、その期間内に引取りがなされないときは、催告をした日から3ヶ月を経過した後、所有者等に対して通知し、または駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。この場合において、車両の時価が売却に要する費用(催告後の車両の保管に要する費用を含む。)に満たないことが明らかである場合は、所有者等に対して通知し、または駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。
- (8) 当社は、(7)の規定により車両を処分した場合は、遅延なくその旨を所有者等に対して通知し、または駐車場において掲示するものとします。
- (9) 当社は、(7)の規定により車両を処分した場合は、処分によって生じる収入から、駐車料金ならびに車両の保管、移動および処分のために要した費用があればこれを控除します。なお、不足があるときは所有者等に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを所有者等に返還するものとします。

### 9. 利用者の賠償責任

Patの利用者が、本約款もしくは駐車場内に掲出された規定に違反した場合または故意もしくは重大な過失により駐車場の設備もしくは機器を破損した場合は、それにより当社が被った損害(その結果駐車場の全部または一部を休業しなければならない場合は、それにより喪失した営業利益を含む。)を賠償していただきます。

# 10. 本約款等の変更

当社は、Patの利用者へ事前の承諾なしに、本約款および駐車場の各規定について、その変更内容を当社ホームページに掲載する方法または当該変更内容に照らし適切な方法で、Patの利用者に告知することにより変更することがあります。この場合の変更の効力は、当社ホームページに掲載した効力発効日または適切な告知方法において明示した効力発効日より生ずるものとします。

以上

当社は、第 4 条(1)の基準に該当する車両であるか否かにかかわらず、駐車スペース以外に駐車している車両等を発見した場合には、移動、売却、廃棄その他必要な措置を講ずることができるものとします。